

- ④ 測量士又は測量士補の人数（測量業務に係る部門の入札参加資格の認定を受けている県内業者に限る。）
- ⑤ 営業を廃止した場合
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至った者
- ⑦ 測量業務に係る部門にあつては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有しなくなるに至った者

3 入札参加資格の追加審査

令和7・8年度適用入札参加資格の追加審査は、次の予定で行います。ただし、いずれの追加審査の場合でも、入札参加資格者名簿に登載された場合の有効期間は、令和9年4月30日までです。

	申請受付期間	資格審査の基準日 (実績高を確認する営業年度の基準日)	登録等の基準日 (各法・登録規程による登録及び技術者保有人数の基準日)	適用日
1	令和7年 7月1日～7日	令和7年2月1日	令和7年6月30日	令和7年8月1日
2	令和7年 11月4日～10日	令和7年6月1日	令和7年10月31日	令和7年12月1日
3	令和8年 3月2日～6日	令和7年10月1日	令和8年2月28日	令和8年4月1日
4	令和8年 7月1日～7日	令和8年2月1日	令和8年6月30日	令和8年8月1日

4 その他

測量業務に係る部門の入札参加資格の認定を受けた**県内業者**で、令和7年1月15日から同年4月30日までの間に従業員の入社や退社、資格取得等により技術者の人数変更があった場合は、**令和7年5月1日以降速やかに**技術者の変更届出書を提出してください。